

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

有吉佐和子邸復元整備計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

和歌山市

3 地域再生計画の区域

和歌山市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

和歌山市では、施設整備予定地周辺エリアの再開発を進めており、市民図書館を移転するなど当該エリアを和歌山市の文化発信と観光の拠点の1つとするべく、取り組んでいるところである。しかし、現状文化と観光の両面で核となりうる施設がない状況であり、市の中心部であるにもかかわらず、市民や観光客の滞在時間は短く、回遊に至っていない結果、域内の消費が伸びていない現実がある。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

まちなかの文化と観光施設を核として、和歌山市に愛着を持った市民や観光客が当該施設や近隣施設、商店街等でのイベント等を通じて、文化活動や交流を行い、当該施設を中心に回遊することにより、市民や観光客のまちなかでの滞在時間を延ばし、近隣の商店街等での域内の消費が活性化するまちなかを目指す。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2021年度増加分 1年目	2022年度増加分 2年目
有吉佐和子邸入館者数(人)	0	0	2,500
有吉佐和子邸イベント来場者数(人)	0	0	100
まちなか流動人口(RESAS休日月別平均) (人)	34,850	100	200

2023年度増加分 3年目	2024年度増加分 4年目	2025年度増加分 5年目	K P I 増加分 の累計
500	200	200	3,400
20	20	20	160
300	300	300	1,200

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生拠点整備交付金(内閣府)：【A3007(拠点整備)】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

有吉佐和子邸復元整備計画

③ 事業の内容

当該エリアに文化と観光の両面で核となる、本市出身で著名な作家である有吉佐和子氏の邸宅を復元する。有吉佐和子氏の文学を中心に置きながら、本市の近代文学や演劇、有吉佐和子氏が好んだ茶道など幅広い分野を横断的に扱い、市民や観光客の文学やまち歩きの拠点とする。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

全国的に知名度の高い有吉佐和子氏の邸宅を復元し、文学ファンや観光客等全国からの集客を図り、入館料を確保するとともに、物販等を営業する業者からのテナント収入をランニングコストに充てる。

【官民協働】

資料の調査研究や資料整理等に参画する市民ボランティアを市が発足・育成し、協力して活動を展開するとともに、有吉佐和子氏にゆかりのある人物等によるトークイベントや、民間の事業者が定期的を開催する文学に関するイベントを通じ、文学に触れる機会を創出することで、幅広い世代が文化活動や交流を行うことによる、文化施設の回遊を促進する。また、施設の整備費用には民間企業の寄附金も充てる。

【地域間連携】

【東京都杉並区】

有吉佐和子氏が生活し、舞台にした作品が執筆される等、有吉佐和子氏とゆかりのある杉並区の杉並区立郷土博物館と和歌山市に復元した有吉佐和子邸及び有吉佐和子文庫コーナーで有吉佐和子氏を紹介している和歌山市民図書館で、イベント開催時の連携について検討し、相乗効果による双方の来館者の増加を図る。

【政策間連携】

文化振興…和歌山市出身の有吉佐和子氏の邸宅を復元し、文学を中心とした企画展や講演会などを開催することにより地域の文化的風土を醸成する。

観光振興…全国の文学ファンが和歌山市を訪れることにより観光客数が増加し、観光客の回遊により観光消費額の増加に繋がる。
施設完成後は、まち歩きルートの作成や拠点PR等のソフト事業を効果的に行っていくことで相乗効果を図っていく。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度6月頃に外部有識者で構成する会議において、事業執行状況についての点検及び評価について調査審議し、改善点を踏まえて次年度の事業手法を改良することとする。

【外部組織の参画者】

産官学金労言士などの各分野の代表者や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとまる。

【検証結果の公表の方法】

毎年度、ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 115,546千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2026年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 都市再構築戦略事業

ア 事業概要

人口密度の低下や高齢化により、医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業などの都市機能の維持が困難となる恐れがある中、商業施設や図書館が一体となった複合施設の整備と市駅前広場の再整備、市民会館の移転整備、認定こども園やこども総合支援センター等の子育て支援施設を整備するなど、まちの拠点となるエリアに都市機能を整備することにより、持続

可能な多極ネットワーク型コンパクトシティへの再構築を図る。

イ 事業実施主体

和歌山市

ウ 事業実施期間

2021年4月1日～2026年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2026年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。